

アメリカ合衆国の農業とアグリビジネス

北海道大学 久野秀二

1996年農業法と農政転換の背景

アメリカ合衆国の農業（以下、アメリカ農業）は、高い生産性と価格・所得支持政策や輸出拡大政策などの農業政策に支えられて、「世界のパン籠」とも形容される卓越した国際競争力を誇ってきた。今日では世界のトウモロコシ輸出の7割、大豆輸出の6割、小麦輸出の3割を担っている。ガット UR 農業合意や WTO 体制の発足にともなう世界的な貿易自由化の流れは、ますますアメリカ農業の影響力を増していくものと思われる。

ところで、1996年4月に成立した「1996年農業改善・改革法」（いわゆる96年農業法）は、それまでの農業政策のあり方を転換するものとして大きな注目を浴びた。そのポイントは、市場価格が低迷した際に政府が定める目標価格との差額を補填してきた不足払い制度を廃止する、不足払い制度の廃止補償措置として7年間の固定支払いを行う、不足払いの受領条件としていた生産調整を廃止し、野菜と果樹を除く全作物の作付を自由化する、である。その一方で、輸出補助金など従来の輸出振興政策をほぼすべて維持しているのも特徴である。この96年農業法は農業財政支出の削減が最大の狙いであった。同時に、国内農業保護支出を削減して自由化を推進するガット合意の路線に沿ったものでもある。

こうした政策転換が多くの農民や農業団体にも受け入れられて成立した背景には、審議のさなかの1995年5月ごろから国際需給の逼迫^{ひっばく}にともなう穀物価格の上昇がみられたことがあげられる。新法の規定では市場価格に関係なく一定額の直接支払いを受けることができるため、旧制度を上回る収入をもたらすことが現実視された当時の状況

が法案成立の追い風となったわけである。それゆえ、7年間の期限終了後の状況しだいでは農業保護を求める声が再び出てくるのではないかと冷めた評価もみられた。実際、深刻化するアジア諸国の経済危機によって穀物需要が後退し、1997年後半から主要穀物価格が下落基調に転じている情勢を受けて、固定支払いの前倒し支給を内容とする農家救済法が近く成立する見込みである。だが、これはあくまでも緊急避難的な措置であり、あるいは11月の中間選挙をにらんだ政治的判断に基づくものと思われる。自由化・農業保護削減は既定の路線になったと解すべきである。

アメリカ農業の構造再編

世界でもっとも資本主義的發展を遂げたとされるアメリカ農業も、数の上では圧倒的に家族農業経営によって構成される。1992年農業センサスによると、農産物販売額が10万ドル未満の中小規模家族農場は総農場数の83%を占めている。だが、販売額構成比はわずかに17%である。逆に、全体の6%に相当する25万ドル以上の大規模層は販売額で60%以上を占め、その割合も10年間で15ポイント増大している。これら大規模層はまた、土地を含む生産手段関連諸指標の30~50%、常雇労働者の66%、賃金支出額の78

表1 農場数と農産物販売額の規模別構成比

(単位:千戸、%)

	農場数		農場数構成比		販売額構成比	
	1982年	1992年	1982年	1992年	1982年	1992年
総農場数	2,241	1,925	100.0	100.0	100.0	100.0
農産物販売額規模別						
50万ドル以上	28	47	1.2	2.4	32.5	45.9
25~50万ドル	59	79	2.6	4.1	15.1	16.5
10~25万ドル	216	208	9.6	10.8	25.0	20.1
4~10万ドル	333	249	14.9	12.9	16.5	10.0
1~4万ドル	508	436	22.7	22.6	8.2	5.6
1万ドル未満	1,096	907	48.9	47.1	2.7	1.9

(出所)1992 Census, Vol.1, Part 51, p.10.

%を集積している。経営の主体が家族であるか否かにかかわらず、急速に資本主義的性格を強めているといえよう。

ところで、アメリカ農業の主要な担い手であるこれら大規模層は、ますます強まる農業の自由化・グローバル化のなかで、前途洋々たる経営を行っているのではあるだろうか。近年みられる特徴のひとつに、大規模層を中心とする契約生産の進展があげられる。砂糖原料や菜種、プロイラーなど早い時期から契約生産が取り入れられてきた部門に加え、近年は生鮮野菜や加工用野菜、馬鈴薯、柑橘類、鶏卵などでも契約生産が急速に広まっている。契約生産には、契約業者が生産についての意思決定を掌握するインテグレーション形態から、栽培方式や量、価格などを事前に取り決め、生産は生産者自らの意思決定で行う契約販売形態まで含まれる。農外資本による影響については両者に差はあるものの、安定した量と質の原料農産物を要求する、食品加工や大手小売、外食産業などのアグリビジネス企業による食材調達戦略の一環に生産者が組み込まれている点では同じである。

もちろん、価格変動リスクへの対処という点を特徴とする契約生産の広がりには、生産者のニーズをある程度反映している。飼料穀物や食用穀物、あるいは綿花、タバコ、酪農などの比較的手厚く保護されてきた品目で、逆に契約生産のシェアが小さいのもそのためである。だが、価格支持制度が大幅に後退し、市場原理に沿った取引の拡大が予想される今後は、トウモロコシや小麦、綿花などの基本作物においても、価格リスク緩和のために契約生産が徐々に普及していく可能性がある。このように、市場競争の激化のなかで生き残りを図るために資本主義的性格を強めながらも、実際にはアグリビジネスへの従属性を強める結果になっているというのがアメリカ農業の実態である。

アグリビジネスによる農業支配

アグリビジネスの訳語は「農業および農業関連

産業」であるが、通常は農業関連産業部門で事業を展開する大手企業を指して用いられている。

表2 アメリカ系食品企業の販売額上位10社 (1995年)

	食品販売額 (億ドル)	総販売額 (億ドル)	従業員数 (人)	海外販売 シェア (%)
1	フィリップ・モリス	360	651	151,000 (27)
2	コナグラ	206	241	90,871
3	カーギル	187	510	70,000 26
4	ペプシコ	180	285	480,000 36
5	コカ・コーラ	162	162	31,000 69
6	ADM	127	127	14,833
7	IBP	116	121	34,000 13
8	アンホイザー・ブッシュ	114	137	42,529 5
9	サラー	89	177	149,100 35
10	H. J. ハンツ	78	81	42,200 42

(出所) 中野一新編『アグリビジネス論』有斐閣、1998年、43頁。

大きく分類すると、第一に、カーギル、コンチネンタル・グレインなどの穀物メジャーで、その多くは商社業務から穀物加工や畜産へと多角化を図っている。加工部門を出自とするコナグラやADMなども競争力を強めている。第二に、フィリップ・モリスやRJR ナビスコ、ペプシコに代表される食品メーカーである。第三に、最近ではバイオ関連事業を強化しているモンサントやデュポンなどの農薬メーカーをはじめとする生産資材メーカーである。第四に、ウォルマートやセーフウェイなどの食品小売チェーン、およびマクドナルドなどの外食チェーンである。いずれも、1980年代から90年代にかけて、大々的なM&A(企業の合併・買収)を通じて市場支配を強めてきた。現代アメリカ農業は、これらのアグリビジネス企業を抜きに語ることはできない。

たとえば、シリアル食品市場の集中度は、上位4社で84%(ケロッグ33%、ゼネラル・ミルズ25%、フィリップ・モリス/クラフト17%、クウェーカー・オーツ9%)となっている。また、アメリカ農務省が1996年に実施した調査によると、食肉市場における集中度は上位4社で87%(IBP38%、カーギル22%、コナグラ21%、ナショナル・ビーフ6%)である。

アグリビジネス企業はまた、積極的な対外直接投資や国境を越えたM&Aによって急速に多国籍企業化を進めている。ネスレやユニリーバなど欧

州系の食品メーカー、あるいはドールなどの果樹メジャーが、旧植民地の安くて豊富な原材料を独占的に調達し、その輸入・加工によって巨額の利潤を形成してきたことは知られている。近年のアグリビジネス企業は、こうした伝統的形態にとどまらず、国際的多角化を梃子としながら、トランスファー・プライシング（移転価格：国際取引上の恣意的な価格操作）やタックス・ヘイブン（租税回避地）の活用によって地球的規模での利潤極大化を図っている。さらに、中南米やアジア諸国など巨大な消費地を抱える途上国での現地生産・現地消費の拡大も著しい。

したがって、アメリカ系アグリビジネスといえども、企業戦略上必要とあれば、海外拠点で調達・生産した原料や加工品を逆輸入し、国内生産者の経営を圧迫することをも辞さないのである。逆に、アメリカ国内で調達される農産物は、アグリビジネス企業にとっては地球的規模で調達される原料の一つにすぎない。その点、アメリカ農業を実質的に担っている大規模層・資本主義的経営層への生産の集積は、これを原料調達先とみなすアグリビジネス企業にとっては価格競争を高めるうえで好都合なのである。農業保護政策の後退と自由化の推進はここに帰着する。

遺伝子組み換え作物の普及と問題点

遺伝子組み換え作物は 1996 年に作付が開始されてわずか 3 年であるが、すでに現代アメリカ農業の重要な構成部分となっている。これまでに、大豆、トウモロコシ、綿花などの遺伝子組み換え品種が導入されており、さらに小麦でも実用品種の開発が進行中であるという。大豆についてはモンサントやアグレボが開発した除草剤耐性品種で占められ、全米の大豆作付面積の 30 % 以上に達している。土壌微生物から殺虫性物質を産生する遺伝子を組み込んだ害虫抵抗性トウモロコシ品種の作付は全米の約 20 % である。綿花についても害虫抵抗性品種が普及しており、やはり全米の約

25 % で作付けされている。これら以外にもさまざまな遺伝子組み換え品種が広範に普及しており、業界団体はアメリカだけで計 2,390 万ヘクタール（5,900 万エーカー）に達していると報告している。

表3 北米における主な遺伝子組み換え作物の作付状況

作物	組み換え作物の作付面積 (100万エーカー)		全作付面積に 対する比率 (%)
	1997年	1998年	1998年
害虫抵抗性トウモロコシ	5	15-18	20
除草剤耐性大豆	9	20	30
害虫抵抗性綿花	1.9	3.4	25
菜種（カナダ全品種）	4	6.5	50

（注）綿花については1996年および1997年の数値。

（出所）Agricultural Outlook, August 1998.

これまで普及している品種は、農薬の使用量を減らすなど、高価な種子代を差し引いても生産コストの節減につながるという生産者メリットが宣伝材料となっている。今後は、高油糧やタンパク組成の改良を施した機能性作物の開発が増え、消費者メリットが喧伝されるものと予想される。だが、いずれにせよ健康や生態系への影響に未知数の部分が多く、さらに一部企業に資源や技術が独占されることへの懸念から、国内を含めた世界中の消費者団体や環境保護団体が反対運動を繰り広げている。とくにヨーロッパ諸国では反対世論が強く、アメリカからの遺伝子組み換え作物の輸入や域内での作付認可、表示義務化などをめぐって激しい議論が続いている。また、アメリカでは現在、有機農産物基準の策定作業が進められているが、当初、農務省案は遺伝子組み換え作物を除外していなかったため、国民の強い反発を受け、基準案を大幅改訂することになった。

こうした反対世論に対して、アメリカ政府は開発主体であるアグリビジネス企業と一体となりながら、巨額の資金をつぎ込んだ宣伝普及活動を強化しており、対外的にも自由貿易や非関税障壁の撤廃を楯に遺伝子組み換え作物の輸入促進を行うよう各国に圧力をかけている。国民の食糧の相当部分をアメリカに依存している日本にとって、この問題は他人事ではないのである。